定期定額購入サービス利用契約に関するご説明
（2022 年 3 月）

（下線部____は変更を示します。）

新	旧
当社の概要 【商号】さわかみ投信株式会社 【金融商品取引業者 登録番号】関東財務局長（金商）第 328 号 【本店の所在の場所】 〒 102-0082 東京都千代田区一番町 29-2 【設立年月日】1996年7月4日 【資本金】3億2000万円 【加入協会】 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会 【業務の内容】 __ファンドの委託者としてファンドの設定、投資信託財産の運用指図、受益証券の募集および発行等。当該ファンドの自己募集および販売等に関する事務。投資助言並びに投資一任契約にかかわる業務。 【苦情処理措置および紛争解決措置の内容】 __当社は上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。	**当社の概要** 【商号】さわかみ投信株式会社 【金融商品取引業者 登録番号】関東財務局長（金商）第 328 号 【本店の所在の場所】 〒 102-0082 東京都千代田区一番町 29-2 【設立年月日】1996年7月4日 【資本金】3億2000万円 【加入協会】 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会 【業務の内容】 ファンドの委託者としてファンドの設定、投資信託財産の運用指図、受益証券の募集および発行等。当該ファンドの自己募集および販売等に関する事務。投資助言並びに投資一任契約にかかわる業務。 【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】 当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

勧誘方針
（2022 年 4 月）

（下線部____は変更を示します。）

新	旧
私たちさわかみ投信株式会社は、金融サービスの提供に関する法律第10条に定められている「勧誘方針の策定等」に基づき、以下の通り「さわかみ投信株式会社 勧誘方針」を定めます。	私たちさわかみ投信株式会社は、金融商品の販売等に関する法律第9条に定められている「勧誘方針の策定等」に基づき、以下の通り「さわかみ投信株式会社 勧誘方針」を定めます。

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）
（2022 年 4 月）

（下線部____は変更を示します。）

新	旧
2. 利用目的 私たちは、お客さまの個人情報について利用目的を特定するとともに、法令等に定める場合を除き、その利用目的の範囲内においてのみ利用します。個人番号については、 法令で定められた範囲内でのみ取扱います。また、あらかじめご本人の同意を得ることなくお客さまの個人情報等を第三者に提供することは、法令等に定める場合を除き一切ありません。 なお、当社における個人情報等の利用目的については、『お客さまの個人情報等の取扱い』に別記し、当社のホームページ（ https://www.sawakami. co.jp/ ）に掲載します。	**2. 利用目的** 私たちは、お客さまの個人情報について利用目的を特定するとともに、法令等に定める場合を除き、その利用目的の範囲内においてのみ利用します。個人番号については、 法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。また、あらかじめご本人の同意を得ることなくお客さまの個人情報等を第三者に提供することは、法令等に定める場合を除き一切ありません。 なお、当社における個人情報等の利用目的については、『お客さまの個人情報等の取扱い』に別記し、当社のホームページ（ https://www.sawakami. co.jp/ ）に掲載します。
4. 開示、訂正および利用停止等 私たちは、お客さま本人から個人情報等について、利用目的の通知、開示（第三者への提供記録を含む）、内容の訂正等（訂正、追加または削除）、利用停止等（利用停止または消去）または第三者への提供の停止を求められたときは、ご本人であることを確認した上で適切かつ迅速に対応します。なお、手続きの方法については、『保有個人データの開示等のご請求手続き』に別記し、当社のホームページに掲載するほか、「ご縁の窓口」までお問い合わせください。	**4. 開示、訂正等** 私たちは、お客さま本人から個人情報等の開示等を請求された場合、ご本人であることを確認した上で適切かつ迅速に対応します。 なお、手続きの方法については、『保有個人データの開示等のご請求手続き』に別記し、当社のホームページに掲載するほか、「ご縁の窓口」までお問い合わせ下さい。
6. 当社ホームページで利用しているクッキー(Cookie)等の取扱いについて 当社ホームページでは以下の条件・目的でクッキーを使用しています。 ・当社で使用するクッキーにはお客さまの氏名や電話番号、Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれておりません。 ・当社ホームページ内のコンテンツ閲覧履歴や滞在時間などアクセス状況の解析 ・広告の配信などのマーケティング施策 ・入力フォームの情報の保持などお客さまの当社ホームページ内での利便性向上のため その他最新の情報は当社のホームページ（ https://www.sawakami. co.jp/ ）に掲載します。	（新設）

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）
（2022 年 4 月）

（下線部____は変更を示します。）

新	旧
7. お問い合わせへの対応、相談窓口 個人情報等に関するお問い合わせ先につきましては、「各種相談窓口について（18 ページ）」をご確認ください。 以上	**6. お問い合わせへの対応、相談窓口** 個人情報等に関するお問い合わせ先につきましては、「各種相談窓口について（18 ページ）」をご確認ください。 以上

お客さまの個人情報等の取扱い
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
4. 外部委託をしている主な業務 当社では、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報等の取扱の一部、または全部を委託することがございます。その場合は、当該第三者について委託された個人情報等の安全管理が図られるように必要かつ適切な監督を行います。 当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取扱わせている業務には以下のようなものがあります。 ・お客さまの口座開設・届出事項の変更等に関する業務 ・お客さまにお送りするための書面の印刷もしくは発送業務 ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務 ・情報システムの運用・保守に関する業務 ・業務に関する帳簿書類を保管する業務	**4. 外部委託をしている主な業務** 当社では、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報等の取扱の一部、または全部を委託することがございます。その場合は、当該第三者について委託された個人情報等の安全管理が図られるように必要かつ適切な監督を行います。 当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。 ・お客さまの口座開設・届出事項の変更等に関する業務 ・お客さまにお送りするための書面の印刷もしくは発送業務 ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務 ・情報システムの運用・保守に関する業務 ・業務に関する帳簿書類を保管する業務
5. 機微（センシティブ）情報の取扱い 個人情報保護法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第 76 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。「機微（センシティブ）情報」という。）については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会･金融庁告示第 1 号）」に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者への提供を行いません。	**5. 機微（センシティブ）情報の取扱い** 個人情報保護法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第 76 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。「機微（センシティブ）情報」という。）については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会･金融庁告示第 1 号）」に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者への提供を行いません。
9. 個人情報取扱事業者の名称および代表者の氏名 事業者名：さわかみ投信株式会社 代表取締役社長：澤上 龍 所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町29-2	（新設）

お客さまの個人情報等の取扱い
（2022 年 4 月）

（下線部____は変更を示します。）

新	旧
10. 保有個人データの安全管理措置の実施 私たちは、お客さまの個人情報等の紛失、改ざん、漏えい等の防止のため、適切な安全管理のための措置を実施しています。具体的な安全管理措置は以下のとおりです。 ① 組織的安全管理措置 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う従業者および当該従業者が取扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しております。なお、取扱状況について、定期的に自己点検および内部監査を実施し、規定に抵触する事項を把握したときには、その改善を行うこととしております。 ② 人的安全管理措置 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者と個人データの機密保持契約を締結し、その役割と責任等を明確化および定期的な研修を実施しております。 ③ 技術的安全管理措置 個人データを取扱うことのできる機器および取扱う従業員を明確化し、個人データを取扱う機器には操作ログを取得するソフトウェアの導入や外部からの不正アクセス、不正なソフトウェア、ウイルス等への対策ソフトを導入しています。また個人データを含む情報を取扱う場合に、当該情報へのパスワード設定やアクセス権限設定等の措置による漏えい、滅失または棄損を防止します。 ④ 物理的安全管理措置 個人データを取扱う区域において、従業者の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うことで、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しております。また、個人データを取扱うことができる機器を限定するとともに利用エリアを限定しています。事業所内の移動を含め、可搬媒体にて持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しております。個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄を行うに当たっては、復元不可能な手段を採用し破棄しております。 以上	（新設）

保有個人データの開示等のご請求手続き
（2022 年 4 月）

（下線部____は変更を示します。）

新	旧
個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドラインおよび認定個人情報保護団体の指針ならびにプライバシーポリシーに基づく、保有個人データの開示(第三者への提供記録を含む)、訂正等(訂正、追加または削除)、または第三者への提供を含む利用停止等(利用停止または消去)(以下「開示等」)のご請求手続きについては次の通りです。 **【ご請求窓口】** 〒 102-0082 東京都千代田区一番町 29-2 さわかみ投信株式会社 ご縁の窓口 **【ご請求にあたり提出いただく書類】** ①当社所定の依頼書(「ご縁の窓口」までご請求ください。) 保有個人データ開示依頼書、保有個人データ訂正等依頼書、または保有個人データおよび第三者提供の利用停止依頼書 ②本人確認のための書類(運転免許証や住民票の写し等) ※代理人による開示等の請求の場合には、代理権のある旨を証する書類および代理人の本人確認のための書類をご提出ください。 **【開示にかかる手数料】** 請求手続時に当社所定の手数料をお支払いいただきます。	個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドラインおよび認定個人情報保護団体の指針ならびにプライバシーポリシーに基づく、保有個人データの開示、訂正、追加、削除または利用停止(以下「開示等」)のご請求手続きについては次の通りです。 **【ご請求窓口】** 〒 102-0082 東京都千代田区一番町 29-2 さわかみ投信株式会社 ご縁の窓口 **【ご請求にあたり提出いただく書類】** ①当社所定の依頼書(「ご縁の窓口」までご請求ください。) 保有個人データ開示依頼書、保有個人データ訂正等依頼書、または保有個人データ利用停止依頼書 ②本人確認のための書類(運転免許証や住民票の写し等) ※代理人による開示等の請求の場合には、代理権のある旨を証する書類および代理人の本人確認のための書類をご提出ください。 **【開示にかかる手数料】** 請求手続時に当社所定の手数料をお支払いいただきます。

保有個人データの開示等のご請求手続き
（2022 年 4 月）

（下線部____は変更を示します。）

新	旧
【ご請求への回答方法】 開示等の求めに対する回答は、原則として書面の交付による方法または電磁的記録の提供による方法のうち、ご本人が請求した方法により行いますが、例外として電磁的記録の提供による方法に多額の費用を要する場合その他当該方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法をとることもあります。代理人によるご請求の場合であっても、ご本人に 直接回答する場合がございます。また、開示等のご請求の全部または一部について応じることができない場合については、応じることができない旨およびその理由を通知いたします。なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。 以上	**【ご請求への回答方法】** 原則としてご本人宛にご登録住所まで書面にて回答いたします。代理人によるご請求の場合であっても、ご本人に 直接回答する場合がございます。また、開示等のご請求の 全部または一部について応じることができない場合については、応じることができない旨およびその理由を通知いたします。 なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。 以上

各種相談窓口
(2022 年 4 月)

（下線部____は変更を示します。）

新	旧
2. 個人情報等の取扱いに関する苦情について 私たち以外の個人情報等の取扱いに関する苦情の申出先として、私たちが加入する認定個人情報保護団体の名称および個人情報等の取扱いに関する苦情相談窓口は次の通りです。 【 窓口名 】一般社団法人 投資信託協会 会員監理調査室 【 住 所 】〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町 2-1 東京証券取引所ビル 6 階 【 連絡先 】03-5614-8440 【受付時間】平日 午前 9 時～午前 11 時 30 分 午後 0 時 30 分～午後 5 時 【 窓口名 】一般社団法人 日本投資顧問業協会事務局苦情相談室 個人情報担当 【 住 所 】〒 103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8 東京証券会館 7 階 【 連絡先 】03-3663-0505 【受付時間】平日 午前 9 時～午後 5 時	**2. 個人情報等の取扱いに関する苦情について** 私たち以外の個人情報等の取扱いに関する苦情の申出先として、私たちが加入する認定個人情報保護団体の名称および個人情報等の取扱いに関する苦情相談窓口は次の通りです。 【 窓口名 】一般社団法人 投資信託協会 投資者相談室 【 連絡先 】03-5614-8440 【 住 所 】〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町 2-1 東京証券取引所ビル 6 階 【受付時間】平日 午前 9 時～午前 11 時 30 分 午後 0 時 30 分～午後 5 時 【 窓口名 】一般社団法人 日本投資顧問業協会事務局苦情相談室 個人情報担当 【 住 所 】〒 103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8 東京証券会館 7 階 【 連絡先 】03-3663-0505 【受付時間】平日 午前 9 時～午後 5 時
3. 金融商品取引等に関する苦情処理措置について 私たちは、「苦情及び事故等の処理に関する規程」を定め、お客さまからの苦情等のお申し出に対して真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。 ① お客さまからの苦情等の受付 ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討	**3. 金融商品取引等に関する苦情処理措置について** 私たちは、「苦情及び事故等の処理に関する規程」を定め、お客さまからの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。 ① お客さまからの苦情等の受付 ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

各種相談窓口
(2022 年 4 月)

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
③ 解決案のご提示･解決 私たちは、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、私たちが加入しています一般社団法人投資信託協会ならびに一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出ください。 【 窓口名 】特定非営利活動法人 証券･金融商品あっせん相談センター （ 略称：FINMAC(フィンマック)) 【 連絡先 】0120-64-5005（フリーダイヤル） 【 住 所 】〒 103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 【受付時間】平日 午前 9 時～午後 5 時 同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会ください。 ① お客さまからの苦情の申立 ② 会員業者への苦情の取次ぎ ③ お客さまと会員業者との話合いと解決	③ 解決案のご提示･解決 私たちは、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、私たちが加入しています一般社団法人投資信託協会ならびに一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出ください。 【 窓口名 】特定非営利活動法人 証券･金融商品あっせん相談センター （ 略称：FINMAC(フィンマック)) 【 連絡先 】電話：0120-64-5005（フリーダイヤル） 【 住 所 】〒 103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 【受付時間】平日 午前 9 時～午後 5 時 同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会ください。 ① お客さまからの苦情の申立 ② 会員業者への苦情の取次ぎ ③ お客さまと会員業者との話合いと解決

総合取引約款
（2022 年 4 月）

（下線部____は変更を示します。）

新	旧
第1章 総則 （約款の趣旨） 第1条　この約款は、投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権をいいます。以下同じ。）に関する取引について、お客様とさわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。	**第1章 総則** （約款の趣旨） 第1条　この約款は、投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権をいいます。以下同じ。）に関する取引について、お客様とさわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

投資信託受益権振替決済口座管理約款
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（約款の趣旨） 第1条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権にかかるお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）について、お客様とさわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを 目的とするものです。なお、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。	（約款の趣旨） 第1条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権にかかるお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）について、お客様とさわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを 目的とするものです。なお、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。
（振替決済口座の開設） 第3条 3　振替決済口座は、この約款の定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様は、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾するものとし、この約款の交付をもって、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取扱います。	（振替決済口座の開設） 第3条 3　振替決済口座は、この約款の定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様は、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾するものとし、この約款の交付をもって、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取り扱います。
（振替の申請） 第5条 5　当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。	（振替の申請） 第5条 5　当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。
（機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） 第13条　機構において取扱う投資信託受益権のうち、当社が自らの募集または私募を行っていない銘柄については取扱いません。	（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） 第13条　機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が自らの募集または私募を行っていない銘柄については取り扱いません。

特定口座約款
(2022 年 4 月)

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条　お客様の特定保管勘定においては、次の各号の上場株式等（当社が取扱う投資信託受益権（総合取引約款第1条に定める投資信託受益権をいいます。）に限ります。）のみを受け入れます。	（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条　お客様の特定保管勘定においては、次の各号の上場株式等（当社が取り扱う投資信託受益権（総合取引約款第1条に定める投資信託受益権をいいます。）に限ります。）のみを受け入れます。
（法令･諸規則等の適用） 第20条 この約款に定めのない事項については、措置法、地方税法その他法令諸規則および当社の定めるところにより取扱います。	（法令･諸規則等の適用） 第20条 この約款に定めのない事項については、措置法、地方税法その他法令諸規則および当社の定めるところにより取り扱います。

非課税上場株式等管理に関する約款
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（約款の趣旨） 第1条　この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、さわかみ投信株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37 条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 2 この約款に定めのない事項については、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等、お客様に適用されるその他の約款･規程および租税特別措置法その他の法令により取扱います。	（約款の趣旨） 第1条　この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、さわかみ投信株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37 条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 2 この約款に定めのない事項については、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等、お客様に適用されるその他の約款･規程及び租税特別措置法その他の法令により取扱います。
（非課税口座開設届出書等の提出等） 第2条　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める方法により予めお客様に通知する日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」、（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に	（非課税口座開設届出書等の提出等） 第2条　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める方法により予めお客様に通知する日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」、（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に

非課税上場株式等管理に関する約款
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定<u>また</u>は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 2　非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」<u>また</u>は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社<u>および</u>他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。	提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定<u>又</u>は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 2　非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」<u>又</u>は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社<u>及び</u>他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
(非課税管理勘定の設定) 第3条　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録<u>また</u>は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録<u>また</u>は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。	(非課税管理勘定の設定) 第3条　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録<u>又</u>は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録<u>又</u>は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
2　前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」<u>また</u>は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設<u>また</u>は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	2　前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」<u>又</u>は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設<u>又</u>は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
(非課税管理勘定における処理) 第4条　非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録<u>また</u>は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。	(非課税管理勘定における処理) 第4条　非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録<u>又</u>は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

非課税上場株式等管理に関する約款
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条　当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）、（2）に掲げるものおよび租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。 （1）　次に掲げる上場株式等で、第 3 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（①の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 120 万円（（2）により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの ①　非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの ②（略） （2）～（3）（略）	（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条　当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）、（2）に掲げるもの及び租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。 （1）　次に掲げる上場株式等で、第 3 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（①の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 120 万円（（2）により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの ①　非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの ②（略） （2）～（3）（略）
（譲渡の方法） 第6条　非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して	（譲渡の方法） 第6条　非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して

非課税上場株式等管理に関する約款
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 第7条　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号②および第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 第7条　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号②及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
（非課税管理勘定終了時の取扱い） 第8条 2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。	（非課税管理勘定終了時の取扱い） 第8条 2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

非課税上場株式等管理に関する約款
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（1）（略） （2）お客様から非課税管理勘定の終了する年の 当社が定める方法により予めお客様に通知する日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第 25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合は、一般口座への移管 （3）（略）	（1）（略） （2）お客様から非課税管理勘定の終了する年の 当社が定める方法により予めお客様に通知する日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第 25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合は、一般口座への移管 （3）（略）
（非課税口座取引である旨の明示） 第11条　お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。 2 お客様から非課税口座への受入れとして租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項に規定する上限を超えた取得に係る注文を受けた場合は、上限までは非課税口座による取引とし、その超過分は特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。 3 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。	（非課税口座取引である旨の明示） 第11条　お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。 2 お客様から非課税口座への受入れとして租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項に規定する上限を超えた取得に係る注文を受けた場合は、上限までは非課税口座による取引とし、その超過分は特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。 3 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

非課税上場株式等管理に関する約款
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
(契約の解除) 第12条　次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 （1）～（3）（略） （4）お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （5）～（9）（略）	(契約の解除) 第12条　次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 （1）～（3）（略） （4）お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （5）～（9）（略）
（免責事項） 第13条　当社は、当社の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱いまたはこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、その責めを負いません。	（免責事項） 第13条　当社は、当社の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱い又はこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、その責めを負いません。
(約款の変更) 第14条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。	(約款の変更) 第14条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

〈さわかみネットサービス〉取扱規定
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（規程の趣旨） 第1条 3　本サービスにかかる取引については、当ファンドの「投資信託約款」および「目論見書」、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等、お客様に適用されるその他の約款･規程により取扱います。	（規程の趣旨） 第1条 3　本サービスにかかる取引については、当ファンドの「投資信託約款」及び「目論見書」、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等、お客様に適用されるその他の約款･規程により取扱います。
（振替等の依頼） 第3条　振替等にあたっては、振替預金口座を開設する金融機関への請求および当該金融機関からの代金回収について、みずほファクター株式会社（旧･第一勧銀 ファクタリング株式会社。以下「代金回収受託会社」といいます。）に依頼するものとします。	（振替等の依頼） 第3条　振替等にあたっては、振替預金口座を開設する金融機関への請求及び当該金融機関からの代金回収について、みずほファクター株式会社（旧･第一勧銀 ファクタリング株式会社。以下「代金回収受託会社」といいます。）に依頼するものとします。
（申込方法） 第4条 2　申込書において、振替預金口座および振替金額を指定してください。	（申込方法） 第4条 2　申込書において、振替預金口座及び振替金額を指定してください。
（振替請求） 第8条 2　前項の請求および当社への入金にかかる費用または手数料およびこれらにかかる消費税等相当額等は、当社が負担します。	（振替請求） 第8条 2　前項の請求及び当社への入金にかかる費用または手数料及びこれらにかかる消費税等相当額等は、当社が負担します。
（買付） 第9条 3　振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消は、注文日の午後3時までに、当社所定の方法により行ってください。この場合、振替等が行われた代金は、当社所定の日に、総合取引約款第6条および第7条第2項に従って指定預金口座に振り込みます。なお、振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消を行った場合は、原則として第 11 条第 1 項に定める手続きが行われたものとみなして取扱います。	（買付） 第9条 3　振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消は、注文日の午後3時までに、当社所定の方法により行ってください。この場合、振替等が行われた代金は、当社所定の日に、総合取引約款第6条及び第7条第2項に従って指定預金口座に振り込みます。なお、振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消を行った場合は、原則として第 11 条第 1 項に定める手続きが行われたものとみなして取扱います。

〈さわかみネットサービス〉取扱規定
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（本サービスの内容） 第2条　本サービスにおいて、お客様は、当社所定の総合取引口座について、投資信託の購入･解約の注文、定期定額購入サービス契約にかかる購入金額の変更<u>および</u>契約の解約の申込み（以下「注文等」といいます。）、その他取引履歴の照会等を行うことができます。	（本サービスの内容） 第2条　本サービスにおいて、お客様は、当社所定の総合取引口座について、投資信託の購入･解約の注文、定期定額購入サービス契約にかかる購入金額の変更<u>及び</u>契約の解約の申込み（以下「注文等」といいます。）、その他取引履歴の照会等を行うことができます。
（自己責任の原則） 第3条　本サービスの利用にあたって、お客様は、この規程<u>および</u>総合取引約款等、該当の商品にかかる投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分に理解し、自らの責任と判断において行うものとします。	（自己責任の原則） 第3条　本サービスの利用にあたって、お客様は、この規程<u>及び</u>総合取引約款等、該当の商品にかかる投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分に理解し、自らの責任と判断において行うものとします。
（本サービスの利用） 第4条　本サービスは、お客様が、次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限り利用いただけます。 （1）（略） （2）当社において、総合取引口座<u>および</u>投資信託受益権振替決済口座を開設していること （3）（略）	（本サービスの利用） 第4条　本サービスは、お客様が、次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限り利用いただけます。 （1）（略） （2）当社において、総合取引口座<u>及び</u>投資信託受益権振替決済口座を開設していること （3）（略）
（本人確認等） 第6条　本サービスにおいては、当社に登録されている「ユーザーネーム」、「ログインパスワード」、「取引パスワード」（以下「パスワード等」といいます。）との一致の確認、その他当社が定める方法により本人確認を行います。なお、パスワード等<u>および</u>その他の本人確認方法、設定方法等は当社が定めるものとし、必要とする場合、変更することができるものとします。	（本人確認等） 第6条　本サービスにおいては、当社に登録されている「ユーザーネーム」、「ログインパスワード」、「取引パスワード」（以下「パスワード等」といいます。）との一致の確認、その他当社が定める方法により本人確認を行います。なお、パスワード等<u>及び</u>その他の本人確認方法、設定方法等は当社が定めるものとし、必要とする場合、変更することができるものとします。
（注文等の受付） 第9条 3　定期定額購入サービスの金額変更<u>および</u>解約の適用年月は、受付日が翌月月初営業日から起算して第 10 営業日前まで（第 10 営業日の当日を含みます。）の場合にはその属する翌月から、10 営業日前以降はその翌々月からとなります。	（注文等の受付） 第9条 3　定期定額購入サービスの金額変更<u>及び</u>解約の適用年月は、受付日が翌月月初営業日から起算して第 10 営業日前まで（第 10 営業日の当日を含みます。）の場合にはその属する翌月から、10 営業日前以降はその翌々月からとなります。

〈さわかみネットサービス〉取扱規定
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
5　当社は、お客様の注文等の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受け付けません。 （1）　お客様の注文等が、法令諸規則およびこの規程、総合取引約款等、または当該注文商品の投資信託説明書（交付目論見書）等に定める事項のいずれかに反している場合 （2）～（3）（略）	5　当社は、お客様の注文等の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受け付けません。 （1）　お客様の注文等が、法令諸規則及びこの規程、総合取引約款等、または当該注文商品の投資信託説明書（交付目論見書）等に定める事項のいずれかに反している場合 （2）～（3）（略）
（注文数量･金額の制限） 第10条　お客様が本サービスを利用して行える購入にかかる注文の数量または金額および定期定額購入サービスの金額変更にかかる金額の限度は当社が定める範囲内とします。	（注文数量･金額の制限） 第10条　お客様が本サービスを利用して行える購入にかかる注文の数量または金額及び定期定額購入サービスの金額変更にかかる金額の限度は当社が定める範囲内とします。
（情報利用の制限） 第15条　お客様は、本サービスの利用により、当社から提供を受ける情報について、お客様自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。 （1）（略） （2）　本サービスより提供する情報の加工および再利用 （3）～（4）（略）	（情報利用の制限） 第15条　お客様は、本サービスの利用により、当社から提供を受ける情報について、お客様自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。 （1）（略） （2）　本サービスより提供する情報の加工及び再利用 （3）～（4）（略）
（免責事項） 第16条　当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。ただし、下記第1号から第9号までの各事項について、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。 （1）～（5）（略） （6）　通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピュータシステムおよび機器　等の障害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等 （7）　本サービスで提供する情報の遅延、中断、停滞、誤謬および欠陥 （8）～（11）（略）	（免責事項） 第16条　当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。ただし、下記第1号から第9号までの各事項について、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。 （1）～（5）（略） （6）　通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピュータシステム及び機器　等の障害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等 （7）　本サービスで提供する情報の遅延、中断、停滞、誤謬及び欠陥 （8）～（11）（略）

〈さわかみネットサービス〉取扱規定
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（規程の変更） 第17条　この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨<u>および</u>改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。	（規程の変更） 第17条　この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨<u>及び</u>改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

電子交付サービス取扱規定
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（電子交付の利用） 第2条　記載事項の電子交付（以下「本サービス」といいます。）は、お客様が次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限り利用いただけます。 （1）（略） （2）お客様が「〈さわかみネットサービス〉取扱規程」に基づき、当社と当該サービス利用契約を締結し、かつ、電子交付を受けられる通信機器、通信回線並びに記載事項の閲覧、保存<u>および</u>出力環境等を保有している場合	（電子交付の利用） 第2条　記載事項の電子交付（以下「本サービス」といいます。）は、お客様が次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限り利用いただけます。 （1）（略） （2）お客様が「〈さわかみネットサービス〉取扱規程」に基づき、当社と当該サービス利用契約を締結し、かつ、電子交付を受けられる通信機器、通信回線並びに記載事項の閲覧、保存<u>及び</u>出力環境等を保有している場合
（対象書面） 第3条　対象書面は、金融商品取引法、投資信託<u>および</u>投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令等において規程されている書面、<u>および</u>当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、さわかみネットサービス（以下「ネットサービス」といいます。）内に掲載する書面とします。なお、当社が対象書面を変更する場合は、事前に当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知します。	（対象書面） 第3条　対象書面は、金融商品取引法、投資信託<u>及び</u>投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令等において規程されている書面、<u>及び</u>当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、さわかみネットサービス（以下「ネットサービス」といいます。）内に掲載する書面とします。なお、当社が対象書面を変更する場合は、事前に当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知します。
（電子交付の方法の変更） 第8条　当社は、お客様に予め通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法<u>および</u>形式を変更することがあります。	（電子交付の方法の変更） 第8条　当社は、お客様に予め通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法<u>及び</u>形式を変更することがあります。
（免責事項） 第11条　当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。ただし、下記第1号から第5号までの各事項について、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。 （1）～（2）（略） （3）通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピュータシステム<u>および</u>機器　等の障害等による情報伝達の遅延、不能等 （4）本サービスで提供する情報の遅延、中断、停滞、誤謬<u>および</u>欠陥	（免責事項） 第11条　当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。ただし、下記第1号から第5号までの各事項について、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。 （1）～（2）（略） （3）通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピュータシステム<u>及び</u>機器　等の障害等による情報伝達の遅延、不能等 （4）本サービスで提供する情報の遅延、中断、停滞、誤謬<u>及び</u>欠陥

電子交付サービス取扱規定
（2022 年 4 月）

（下線部＿＿は変更を示します。）

新	旧
（5）（略） （6） お客様がこの規程および総合取引約款等に反したことにより生じた損害	（5）（略） （6） お客様がこの規程及び総合取引約款等に反したことにより生じた損害
（既定の変更） 第12条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。	（既定の変更） 第12条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。